



Q

私が亡くなった場合にだれが私の財産の相続人になりますか？



A

相続人になる人は順番が決まっています。
配偶者は誰にも優先して相続できます。
あなたが亡くなったら奥さんは優先的に相続します。
逆に奥さんが亡くなったら夫であるあなたが優先的に相続します。
ただし、内縁関係の夫や妻は相続できません。



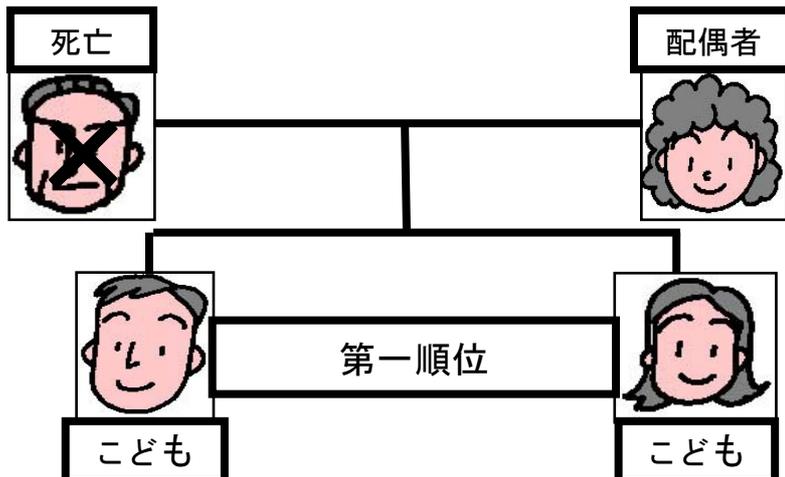
Q

私の子どもも相続できますか？



A

もちろん相続できます。子どもは相続順位第一位です。
子どもについては養子も相続できます。
ただし、養子の人数は以下のとりになっています。
・あなたに実子がいる場合は、養子のうち1人が相続できます。
・あなたに実子がいない場合は、養子のうち2人が相続できます。

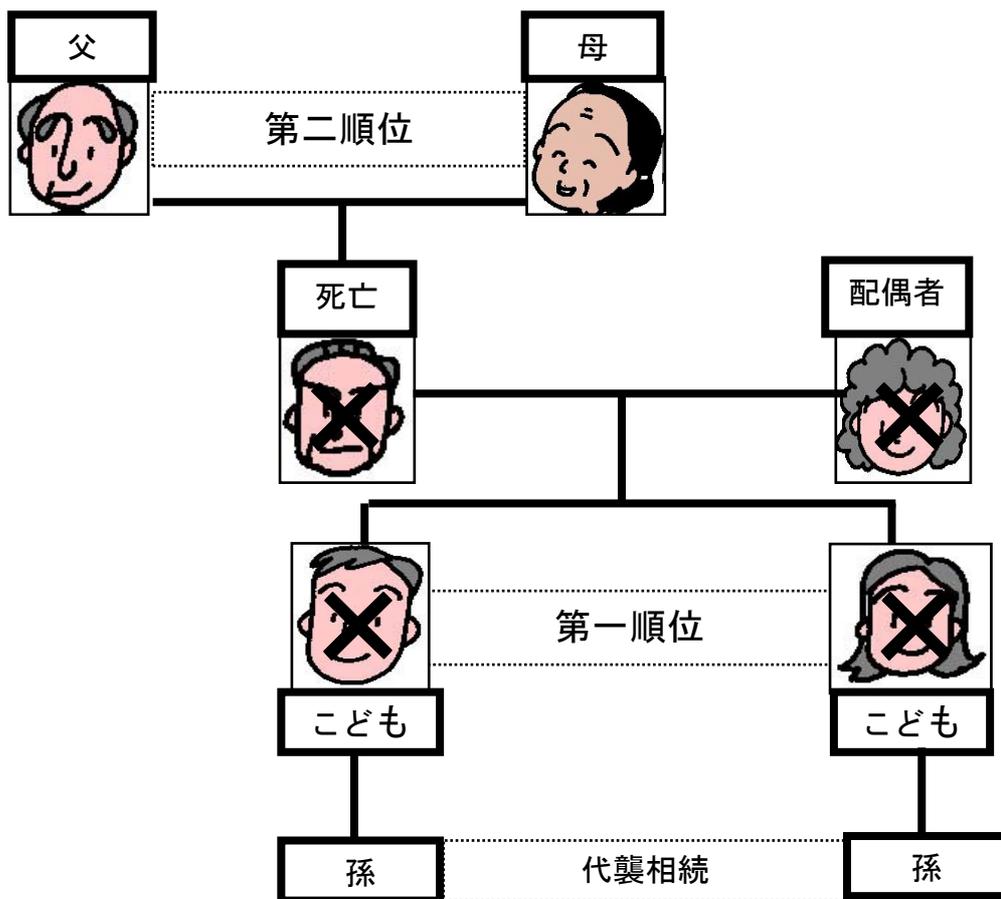




わたしより先に妻(配偶者)が死亡していた。あるいは離婚していた場合はどうなりますか？



こどもがいたらこどもがすべての財産を相続します。
あなたのこどもが亡くなっている、そのこども(孫)がいれば相続できます(これを代襲相続といいます)。こどもがいないとあなたのご両親が相続します。ご両親は相続順位第二位です。

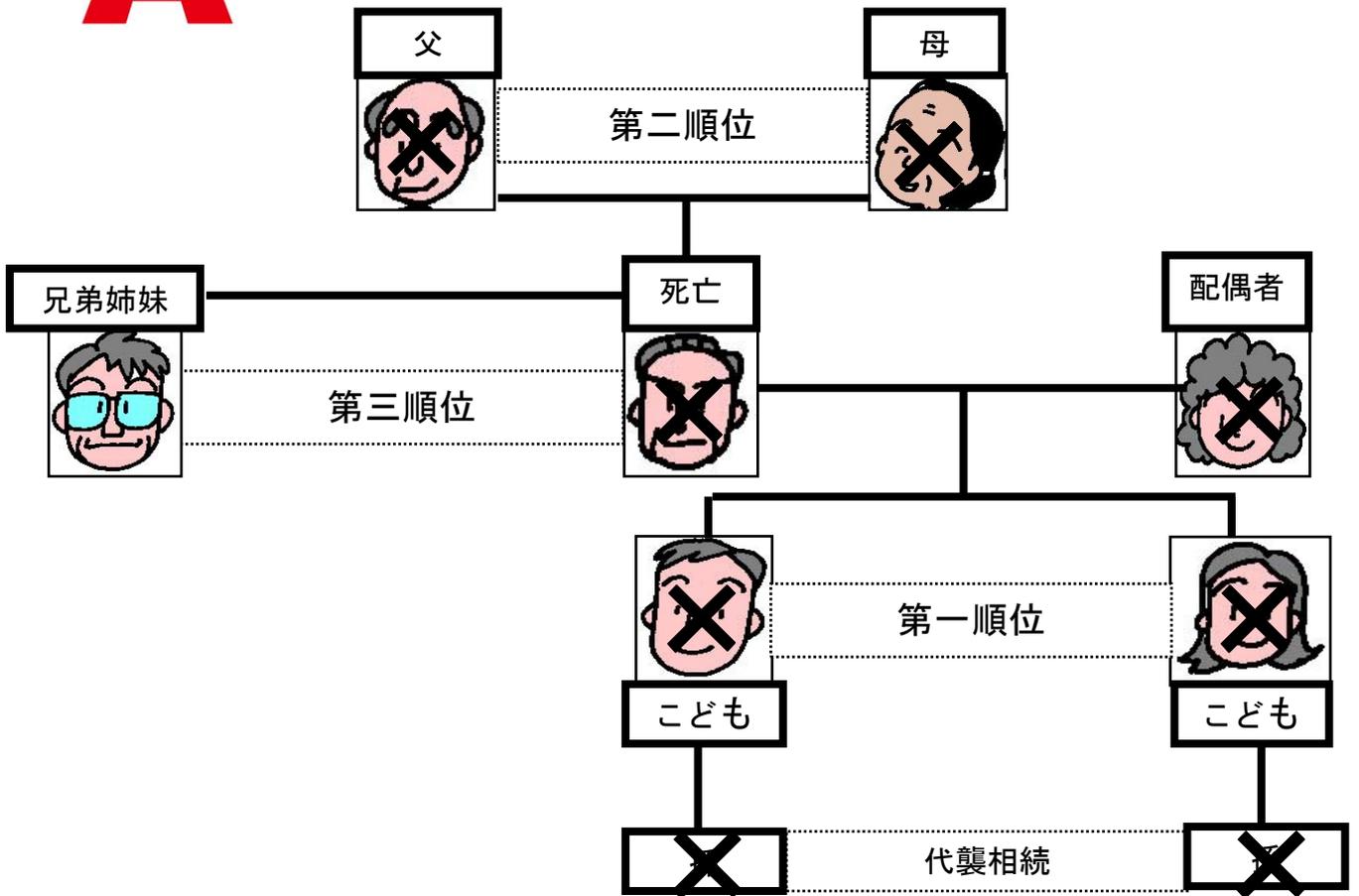




私の配偶者、子ども、孫、父母がいない場合はだれが私の財産を相続する
のですか?



あなたの兄弟姉妹が相続します。
兄弟姉妹は相続順位第三位です。



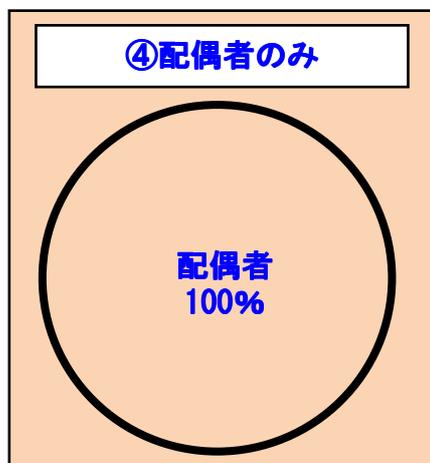
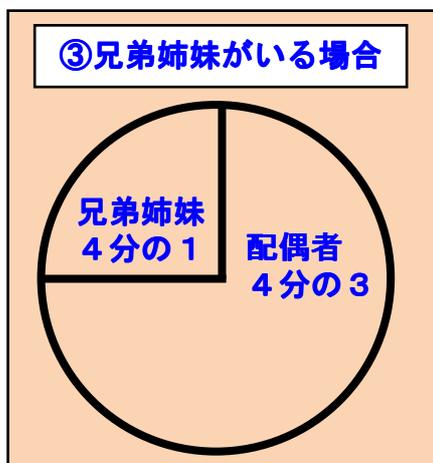
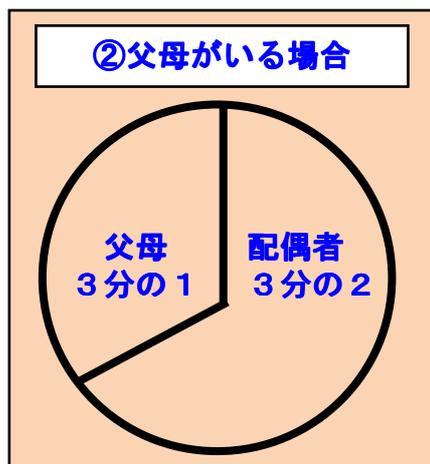
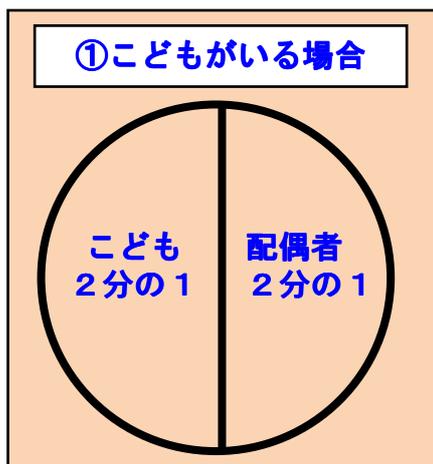


私の財産を相続する場合に財産の分割割合はどのようなのですか？



■配偶者がいる場合

- ①配偶者と子どもがいる場合は、配偶者と子どもは2分の1。
- ②配偶者と父母がいる場合は、配偶者3分の2、父母は3分の1。
- ③配偶者と兄弟姉妹の場合は、配偶者4分の3、兄弟姉妹は4分の1。
- ④子ども、父母、兄弟姉妹がいない場合は、配偶者は全部。



■配偶者がいない場合

- ①、②、③のいずれも相続する人が均等に財産を分けます。
- 例えば、子どもが3人なら相続財産を3分の1ずつ分けます。